

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年2月6日（平成30年（行情）諮問第69号）

答申日：平成30年5月10日（平成30年度（行情）答申第41号）

事件名：特定日付け記者会見想定の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定日付け記者会見想定（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月18日付け27受文科初第4383号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が開示を求める部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、特定日付け記者会見想定（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法5条1号及び6号に基づき不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 不開示情報（法5条6号）該当性について

本件対象文書には、行政機関の「直通電話番号」及び「内線番号」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条6号本文に該当する。

すなわち、行政機関の直通電話番号及び内線番号については、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている行政機関の「直通電話番号」及び「内線番号」は、いずれも法5条6号本文所定の情報に該当するというべきである。

3 原処分に当たっての考え方について

文部科学省においては、本件対象文書の不開示部分のうち審査請求人が開示を求める部分に記録されている情報は、法5条6号所定の情報に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年4月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、法5条6号に該当するとして不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、行政機関の直通電話番号及び内線番号については、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 本件不開示部分は、行政機関の直通電話番号及び内線番号であることが認められる。

イ これらが公になった場合、いたずらや偽計等に使用され、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(1)の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司